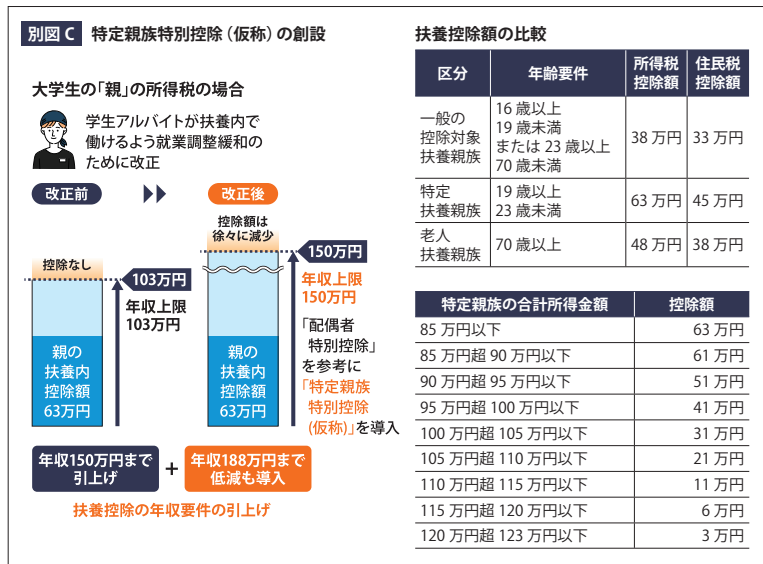
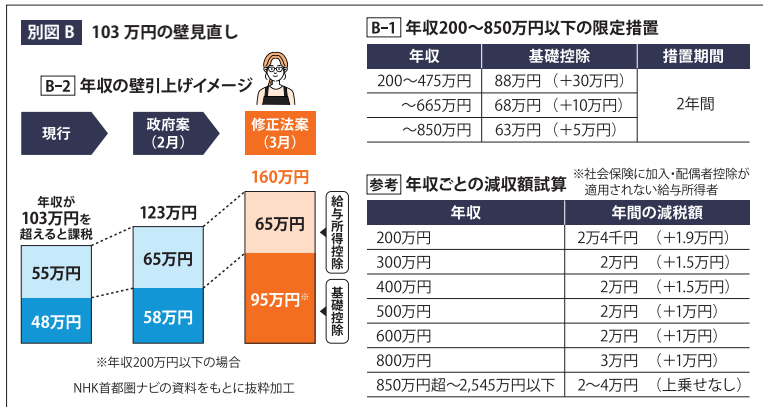




別図 D 生命保険料控除の見直し

年間の新生命保険料	控除額 (令和8年分より)
30,000 円以下	新生命保険料の全額
30,000 円超 60,000 円以下	新生命保険料 × 1/2 + 15,000 円
60,000 円超 120,000 円以下	新生命保険料 × 1/4 + 30,000 円
120,000 円超	一律 60,000 円

⑤ 住宅ローン減税

子育て世帯 (18 歳以下の子がいる世帯) および若者夫婦世帯 (夫婦のいずれかが 39 歳以下の世帯) に対して、住宅ローン控除の借入限度額の上乗せ措置が 1 年間延長され、令和 7 年まで適用されます。具体的な借入限度額は、次のとおりです。

用されます。

④ 生命保険料控除の見直し

23 歳未満の扶養親族を有する納税者に対し、生命保険料控除の一般生命保険料控除額が引き上げられます。具体的には、年間の新生命保険料に応じて、【別図 D】の控除額が適用されます。

この改正は、令和 7 年分以後の所得税および令和 8 年度分以後の個人住民税に適用されます。

123 万円から 160 万円に引き上げられることとなりました。また、年収 200 万円以上 850 万円以下の給与所得者に対しては、税負担を軽減する 2 年間の限定措置が盛り込まれました。【別図 B-1】

以下、ポイントを整理します。① 年収 200 万円以下の所得者の基礎控除は、恒久的に 95 万円に引き上げ。② 年収 200 万円以上 850 万円以下の給与所得者は、2 年間の限定措置として年収に応じて基礎控除が引き上げられ、2 年後の基礎控除額は 58 万円となる。【別図 B-2】

年収 850 万円超の給与所得者は、2 年間の限定措置の適用はありません。

③ 特定親族特別控除 (仮称) の創設

就業調整対策の一環として、大学生年代の子等に係る新たな控除「特定親族特別控除 (仮称)」が創設されます。これは、特定扶養控除と同額の 63 万円を控除するもので、19 歳以上 23 歳未満の親族 (配偶者や青色事業専従者等を除く) を扶養する納税者の負担軽減を目的としています。この制度により、特定親族の

基礎控除額を 10 万円引き上げる措置 (48 万円 → 58 万円) が講じられました。これにより、納税者の負担が軽減されます。【別図 A】

② 給与所得控除の見直し

働き控え (就業調整) を防ぐという観点から、基礎控除の見直しと併せて給与所得控除も見直しが行われます。

【給与所得控除の最低保障額】

現行額: 55 万円
改正後: 65 万円

これにより、いわゆる「103 万円の壁」は、123 万円 (基礎控除 58 万円 + 給与所得控除 65 万円) に拡大されました。この改正は、令和 7 年分以後の所得税および令和 8 年度分以後の個人住民税に適用されます。

ここまでは、当初の税制改正大綱に基づく政府案でしたが、国会審議の結果、令和 7 年 3 月 4 日の衆議院本会議で次の追加修正が行われ、可決されました。

具体的には、年収 200 万円以下の所得者は、基礎控除がさらに 37 万増え、95 万円となります。これにより、課税最低限額は当初案の

別図 A 所得税の基礎控除の見直し

合計所得金額	基礎控除額
2,350 万円以下	58 万円
2,350 万円超～2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超～2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超～2,500 万円以下	16 万円

① 所得税の基礎控除の見直し

（令和 7 年分の所得税から適用）

物価上昇の状況下における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除額が見直され、合計所得金額が 2350 万円以下の個人に対しては、

計への還元実現を目指した好循環の構築がテーマとなっています。

また、引き続き年齢や働き方に対して中立かつ負担能力などを考慮した公平な税制の構築が求められており、年金や退職金に対する課税人的控除 (扶養控除・ひとり親控除・配偶者控除など)、暗号資産に対する課税は、今後も注目ポイントになるでしょう。

以下、主要な改正点について詳しく解説します。

個人所得課税

変化する税制改正のテーマ

令和 6 年末、自民・公明両党による「令和 7 年度与党税制改正大綱」が発表されました。同大綱では、① 持続的経済成長を可能とする社会構築の環境整備 ② 質の高い国民生活の実現 ③ 安全保障および経済安全保障の強化、地球温暖化対策等に関する取り組みを踏まえた措置が盛り込まれています。

近年の主なテーマは「デフレからの脱却」でしたが、今年はそこからさらに発展し、物価上昇に負けない賃上げの定着や賃上げによる消費の増加 (企業の収益増加) 、そして、家

相続専門税理士の

相続の花道

令和7年(2025年) 税制改正解説

第66回

【住宅の種類と借入限度額】

● 長期優良住宅・低炭素住宅

5000万円

● ZEH水準省エネ住宅

4500万円

● 省エネ基準適合住宅

4000万円

これにより、該当する世帯は通常の限度額よりも高い借入限度額が適用され、住宅取得時の税負担が軽減されます(床面積条件や控除期間、控除率、所得要件は従来どおり【変更なし】です)。

① 事業承継税制の特例措置の見直し

事業承継を円滑に進めるため、法人版および個人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件・事業従事要件が見直されました。具体的には、「贈与の日まで引き続き3年以上」という条件が、「贈与の直前において」と変更されました(令和7年1月1日以後の贈与より適用)。

② 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合、贈与税の非

課税措置が2年延長されます。この措置は令和5年の大綱において「廃止を含め再検討」とされており、利用者が依然として少ない(相続税の節税に繋がらないことも一因)ことから、一度白紙に戻すべきという考えでしたが、「こども未来戦略」という集中期間であるため延長となりました。【別図E】

法人課税

防衛特別法人税(仮称)の創設

防衛力強化のための財源確保を目的として、新たに「防衛特別法人税(仮称)」が導入されます。法人税額に対し、税率4%の付加税が課され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。また、課税標準となる法人税額から年500万円を控除する措置が設けられています。

まとめ

今回の税制改正では、個人の税負担の増加を抑えるため、基礎控除や給与所得控除の引き上げが行われました。これにより、税負担の軽減を実感する方も多いのではないでしょう

うか。

しかし、すべての控除が一律に有益であるとは言いがたく、たとえば、住宅ローン控除においては、省エネ住宅は一般的に価格が高額なため、子育て世代が省エネ住宅を選択するには経済的負担が大きく、現状ではその選択が厳しいと言わざるを得ません。また、配偶者控除(配偶者特別控除)においては、配偶者が控除による節税額以上の収入を得られるのであれば、「配偶者控除を適用しない」という選択肢もあります。それぞれの改正ポイントをとって有益な情報を取捨選択し、今後も税制のメリットを最大限に活用していきましょう。

別図E 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長

区 分		結婚・子育て資金一括贈与非課税制度	(参考)教育資金一括贈与非課税制度
適用期限		【現 行】令和7年3月31日まで ⇒【改正案】令和9年3月31日まで	令和8年3月31日まで
贈与者		直系尊属(親や祖父母)	
受贈者	年齢条件	子・孫(18歳以上50歳未満)	子・孫(30歳未満)
	所得制限	合計所得金額1,000万円以下	
対象費用の例		挙式費用、新居の住居費、引越し費用 不妊治療費、出産費用、子の医療・保育費	入学金、授業料、塾、習い事
非課税限度額		1,000万円	1,500万円
贈与者死亡時	残額の取扱い	残額すべてが相続税の課税対象	残額すべてが相続税の課税対象 (23歳未満、学生等で課税価格5億円以下なら対象外)
	2割加算	孫等への2割加算あり	
契約終了時	残高の取扱い	贈与税の一般税率で贈与税を計算	

「令和7年度税制改正のポイント解説」セミナーレジュメ(経営革新等支援機関推進協議会作成)をもとに抜粋加工

*税制改正は例年3月末頃に成立しますが、本稿は執筆時期の関係上、原則、昨年12月公表の税制改正大綱に基づいています。